

## 大和市保健福祉センター条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、保健福祉センターの設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、保健福祉センター条例を制定する趣旨を定めている。

### 【解説】

保健福祉センターの設置や管理等必要な事項を、大和市保健福祉センター条例によって定めることを示している。

(設置)

第2条 市民の保健及び福祉の増進に寄与するための総合的な施設として、保健福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市保健福祉センター
- (2) 位置 大和市鶴間一丁目31番7号

### 【趣旨】

本条は、保健福祉センターの設置の目的・名称・位置について定めている。

### 【解説】

#### <第1項関係>

保健福祉センターの設置の目的は「市民の保健及び福祉の増進に寄与するための総合的な施設」と定めている。保健福祉センターは保健及び福祉増進のための施設と位置付けられている。

#### <第2項関係>

名称を大和市保健福祉センターとし、位置を大和市鶴間一丁目31番7号とすることを定めている。

(施設)

第3条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 福祉の増進及び健康づくりを図るため、老人、心身障害児(者)等の軽運動の場に供するとともに、各種催しの利用に供する施設
- (2) 市民の健康づくりを推進するため、予防、健康相談等各種の保健サービスに資する施設
- (3) 心身障害児(者)等の一貫した療育を推進するため、各種の相談等に応ずる施設
- (4) 老人の心身の健康の保持に資するため、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設
- (5) 地域福祉の向上を図るため、福祉の啓発活動、ボランティア活動等の拠点となる施設

2 センターは、前項各号に掲げる施設相互の連絡調整を密にし、総合施設として有機的に運営されなければならない。

(平16条例24・一部改正)

**【趣旨】**

本条は、センターに設置されている施設を示している。

**<第1項関係>**

**【解説】**

センターには、以下の5項目の施設が設置されている。

- (1) 福祉の増進及び健康づくりを図るため、老人、心身障害児(者)等の軽運動の場に供するとともに、各種催しの利用に供する施設
- (2) 市民の健康づくりを推進するため、予防、健康相談等各種の保健サービスに資する施設
- (3) 心身障害児(者)等の一貫した療育を推進するため、各種の相談等に応ずる施設
- (4) 老人の心身の健康の保持に資するため、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設
- (5) 地域福祉の向上を図るため、福祉の啓発活動、ボランティア活動等の拠点となる施設

**【運用】**

- (1) の福祉の増進及び健康づくりを図るため、老人、心身障害児(者)等の軽運動の場に供するとともに、各種催しの利用に供する施設を「ホール」という。
- (2) の市民の健康づくりを推進するため、予防、健康相談等各種の保健サービスに資する施設を「保健センター」という。

(3) の心身障害児(者)等の一貫した療育を推進するため、各種の相談等に応ずる施設を「療育センター」という。

(4) の老人の心身の健康の保持に資するため、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設を「老人福祉センター」という。

(5) の地域福祉の向上を図るため、福祉の啓発活動、ボランティア活動等の拠点となる施設を「地域福祉センター」という。

## <第2項関係>

### 【解説】

センターは、前項各号に掲げる5項目の施設が、相互の連絡調整を密にし、総合施設として有機的に運営されなければならないことを定めている。

#### (使用の承認)

第4条 センターを使用(特別な設備等を設け、又は既存の設備等を使用する場合を含む。)しようとする者は、市長の承認をあらかじめ受けなければならない。この場合において、公開の施設及び設備の利用については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

### 【趣旨】

本条は、保健福祉センターの使用の承認について定めている。

### 【解説】

## <第1項関係>

保健福祉センターを使用しようとする者は、市長の承認を受けなくてはならないことを定めている。その承認の方法は、同条例施行規則により保健福祉センターホール使用申請書を提出することにより行うものとされている。使用する際に特別な設備を設けたり、又は既存の設備を使用しようとする場合も、あらかじめ市長の承認を受けなければならないことを定めている。

ホール以外の公開されている施設及び設備についてはこの限りではないと定められている。

## <第2項関係>

市長は、使用の承認の際に、管理上必要な条件を付することができることを定めている。

### (使用の不承認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の承認をしない。

- (1) センターの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの建物及びその附属設備等を損傷又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他市長が管理上その使用を不相当と認めるとき。

(平9条例20・平16条例24・一部改正)

### 【趣旨】

本条は、保健福祉センターの使用の不承認について定めている。

### 【解説】

市長は、保健福祉センターの使用承認を受けようとする者が以下の4項目のいずれかに該当するときは使用承認を与えてはならないことを定めている。

- (1) センターの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの建物及びその附属設備等を損傷又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他市長が管理上その使用を不相当と認めるとき。

### 【運用】

上記の(1)から(4)に該当するケースとして以下の場合としている。

- ①申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
- ②泥酔者、薬物中毒者等是非弁別能力又は行動制御能力が欠けた状態の者が申請しにきたとき。
- ③建物又は設備を破傷又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- ④指定暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体又は組織の利益になると認められるとき。
- ⑤禁制品を持ち込むおそれがあるとき。
- ⑥騒音、臭気、火気等を発生させ、施設内の他の利用者若しくは施設周辺住民の人体に危険を及ぼし、又はそれらの人々の財産を損傷するおそれがあるとき。
- ⑦施設の設置目的から逸脱した使用目的であることが顕著なとき。

- ⑧葬儀、告別式又は宗教上の儀式若しくは式典その他これらに類する行事を行うために施設を利用するとき。
- ⑨犯罪を行うおそれがあるとき。
- ⑩過去の利用実績において、条例や規則若しくは施設の利用上の遵守事項に違反し、又は管理上の指示に従わなかった者が申請した場合において、再度同じ行為を繰り返すおそれがあるとき。
- ⑪物品の販売、興行等専ら営利目的で使用しようとするとき。
- ⑫その他上記①～⑩に準ずると認められるとき。

(使用承認の取消等)

第6条 市長は、第4条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 第4条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 使用の承認後前条各号のいずれかに該当する事実が発生したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (5) その他市長が管理上支障があると認めたとき。

2 前項の規定は、使用者の使用目的に応じて入場した者並びに公開の施設及び設備を利用する者(以下「利用者」という。)について準用する。

(平16条例24・一部改正)

**【趣旨】**

本条は、市長が一度使用の承認を行ったものに対し、その承認を取り消したり、使用の禁止または制限することができる場合を定めている。

**【解説】**

**<第1項関係>**

市長は、保健福祉センターの使用の承認を受けた者が、使用の承認を取り消し、その使用の中止または変更することができる場合を定めている。なお、この場合に使用者に損害が生じてもその責任を市長は負わないことも定めている。

市長が使用の承認を取り消し、その使用の中止または変更することができる場合を以下の5

項目示している。

- (1) 第4条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 使用の承認後前条各号のいずれかに該当する事実が発生したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (5) その他市長が管理上支障があると認めたとき。

#### 【運用】

上記の(1)から(5)に該当するケースとして以下の場合としている。

- ①申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
- ②建物又は設備を破傷又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- ③指定暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体又は組織の利益になると認められるとき。
- ④禁制品を持ち込むおそれがあるとき。
- ⑤騒音、臭気、火気等を発生させ、施設内の他の利用者若しくは施設周辺住民の人体に危険を及ぼし、又はそれらの人々の財産を損傷するおそれがあるとき。
- ⑥施設の設置目的から逸脱した使用目的であることが顕著なとき。
- ⑦葬儀、告別式又は宗教上の儀式若しくは式典その他これらに類する行事を行うために施設を利用するとき。
- ⑧犯罪を行うおそれがあるとき。
- ⑨過去の利用実績において、条例や規則若しくは施設の利用上の遵守事項に違反し、又は管理上の指示に従わなかった者が申請した場合において、再度同じ行為を繰り返すおそれがあるとき。
- ⑩物品の販売、興行等専ら営利目的で使用しようとするとき。
- ⑪その他上記①～⑩に準ずると認められるとき。
- ⑫第4条第2項に規定する条件に違反したとき。
- ⑬この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- ⑭天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。

### ＜第2項関係＞

#### 【趣旨】

前項の規定は、使用者の使用目的に応じて入場した者並びに公開の施設及び設備を利用する者(以下「利用者」という。)について準用することを定めている。

(入場の拒否)

第7条 市長は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入場を拒否することができる。

**【趣旨】**

本条は、市長は他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められるものの入場を拒否することができることを定めている。

**【解説】**

入場を拒否することができる場合は、以下のケースに該当する場合としている。

- ①泥酔者、薬物中毒者等是非弁別能力又は行動制御能力が欠けた状態の者。
- ②建物又は設備を損傷又は汚損しようとする者。
- ③禁制品を持ち込もうとする者
- ④騒音、臭気、火気等を発生させ、施設内の他の利用者若しくは施設の周辺住民の人体に危険を及ぼし、又はそれらの人々の財産を損傷するおそれがある者。
- ⑤物品の販売、興行等専ら営利目的で使用しようとする者。
- ⑥施設管理者の指示に従わない者。
- ⑦その他上記①～⑥に準ずると認められる者。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、承認を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

**【趣旨】**

センターの使用承認を受けた者は、使用承認を受けた目的以外のために施設を使用したり、使用の権利を他人に譲渡や転貸したりしてはならないことを定めている。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、センターの使用が終わったときは、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が使用者に代って、これを執行することができる。この場合において、これに要した費用は、使用者の負担とする。

**【趣旨】**

本条は、使用者は施設の使用が終わったときに、施設を現状回復させる義務を負うことを定めている。

**【解説】**

**<第1項関係>**

使用者は施設の使用が終わったときに、施設を直ちに現状回復させなければならないこととしている。

**<第2項関係>**

使用者が原状回復の義務を負わないときは、市長が使用者に代わって原状回復の措置を行うことができるとしている。

(損害賠償)

第10条 使用者又は利用者は、センターの施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると市長が認めたときは、この限りでない。

**【趣旨】**

本条は、施設や設備に与えた損害に対する使用者の損害賠償義務について定めている。

**【解説】**

使用者又は利用者は、施設や設備を損傷し、又は亡失したときはその損害を賠償しなければならないと定めたものである。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合はその限りではないと定めている。



(使用料)

第11条 使用者は、第3条第1項第1号に規定する施設(当該施設の使用に係る控室を含む。)を使用しようとするときは、使用時間の区分にしたがい、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、公用又は公益のために使用する場合において、市長が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

2 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平16条例24・一部改正)

**【趣旨】**

本条は、使用者は保健福祉センターホールを使用しようとするときは、使用料を納入すること及び、公用又は公益のための使用及び市長が特別に認めた場合にその使用料を減免できることを定めている。

**【解説】**

**<第1項関係>**

使用者は保健福祉センターホールを使用しようとするときは、別表に定める使用料を納入しなければならない。また、公用又は公益のための使用及び市長が特別に認めた場合の使用料の減免は、大和市保健福祉センター条例施行規則第11条で定めている。

1 基本使用料

使用日\使用時間	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
平日	8,000円 (2,900円)	11,000円 (1,800円)	13,000円	32,000円
土曜日	10,000円	14,000円	18,000円	42,000円
日曜日	(3,600円)	(2,300円)		
祝日				

備考

1 使用者が入場料その他これに類する料金(第3項において「料金」という。)を3,000円以

上徴収する場合の使用料は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。

- 2 営利団体(財産上の利益を図ることを目的として組織された団体をいう。)の使用料は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 営利団体が、料金3,000円以上を徴収する場合の使用料は、基本使用料に100分の300を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 練習等のため、舞台のみを使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額とする。
- 5 表中の( )内の額は、使用時間を超過した部分(使用時間を越えたところから次の使用時間までの間をいう。)に係る使用料とする。

## 2 音響、照明設備等使用料

設備及び器具名	使用料		
音響設備	1式	1時間	1,000円
照明設備	1式	1時間	1,000円
映写機(16ミリ)	1台	1回	2,000円
ピアノ	1台	1回	2,000円

### 【運用】

使用料の減免については、大和市保健福祉センター条例施行規則第11条に記載している以下のとおりである。

使用の内容	減免の額
市が主催又は共催する事業に使用するとき	全額
保健福祉団体が保健福祉活動に使用するとき	全額
社会福祉施設が社会福祉活動に使用するとき	全額
社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する一般財団法人及び一般社団法人が使用するとき	2分の1の額
公共的団体が主催して行う事業に使用するとき	2分の1の額

社会教育関係団体がその活動の目的のために使用するとき	2分の1の額
国又は他の地方公共団体が主催する事業に使用するとき	2分の1の額

## <第2項関係>

### 【趣旨】

既納の使用料は還付しないこと及び市長が特に必要と認めた場合は還付することができることを定めたものである。

### 【解説】

納入済の使用料は原則として還付しないことを定めている。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、使用料の全部または一部を還付することができることを示している。

### 【運用】

使用料の還付については、大和市保健福祉センター条例施行規則第12条に記載している、以下の2項目のとおりである。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき 使用料の全額
- (2) 使用日の10日前までに第9条の取消しの届出をし、市長が承認したとき 使用料に100分の80を乗じて得た額

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 【趣旨】

条例を施行するにあたり必要な事項は、別に定めることを表している。

### 【解説】

条例を施行・実施するにあたり必要な事項は、別に規則で定めなければならないと示している。